

証券取引等監視委員会が行った証券会社検査等で把握された問題点の例

相場操縦

- 犯則嫌疑者 a は、東京証券取引所市場第一部上場銘柄である真柄建設(株)について、平成 15 年 7 月下旬、(株)ヤマタネの株式、岩崎通信機(株)の株式につき、同年 8 月上旬、各株式の買気配値及び株価の高値形成を図り、各株式の売買を誘引する目的をもって、北海道釧路市の自宅において、インターネット取引の方法により、自己名義で多数の証券会社を介し、約定させる意思がないにもかかわらず、最良買い気配値を 1 円ないし 4 円下回る買い注文を多数かつ大量に出し、厚い買い板を形成することにより、高値の買い付けを誘引し、株価を上昇させるなどして、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ各株式の相場を変動させる一連の売買を委託した。【告発】

インサイダー取引

- (株)ガーラの営業等の業務に従事していた社員甲、及び経理等の業務に従事していた社員乙は、同社が第三者割当増資及び業務提携を行うことについて決定した事実を、業務管理等に従事していた社員丙は、同社が業務提携を行うことについて決定した事実を、その職務に関して知り、当該事実が公表される平成 17 年 6 月以前に、それぞれ、同月 14 日、16 日、16 日において、株券 1 株を 119 万円、120 万円、120 万円で買い付けた。【課徴金納付命令勧告】
- (株)三井住友フィナンシャルグループ（以下「SMFG」という。）は、平成 15 年 2 月 17 日の立会取引開始前に、同社が 3,000 億円以上の規模で優先株式を発行することを公表した。シンガポール政府投資公社（以下「GIC」という。）の従業員 3 名は当該情報をプレ・ヒアリングにより公表前に入手し、同月 13 日、当該情報を利用し、GIC が保有する SMFG 株式の売付け等を行い、当該情報が公表された後の SMFG 株式の価格下落による損失を回避した。

不公正取引をチェックするための内部管理態勢

- 顧客の内部者登録の管理が不十分なことから、上場会社等の役員等である多数の顧客について、内部者としての登録に漏れが生じており、内部者取引のおそれのある取引について、売買審査の一部に漏れが生じていた。
- 法人関係情報報告書を売買管理グループに提出せず、同グループも情報入手の事実を認識していながら報告書提出状況を管理せずに放置していた。また、情報受領日から公表前日までの間、売買手口の監視が行われていなかった。
- 営業員は、利益追求目的の取引であるとの顧客の説明に疑問を持つことなく、オプションの付与又は取得を目的としない有価証券オプション取引に係る仮装売買の注文を長期にわたって受託し続けていた。また、売買管理部門においては、この営業員らに対し、不公正取引の可能性のある注文の類型を示し、これらの注文の受託禁止を指示したが、その後の深度ある売買管理を怠ったため、結果として仮装売買の注文の受託を看過していた。